第９回南阿蘇村農業委員会総会会議録

１．開 催 日 時　　令和３年３月９日（火）午前１０時００分開会

２．開 催 場 所　　久木野総合センター 多目的研修室

３．出 席 委 員　　1番　安達 英二　　2番　後藤　操　　3番　岩本 孝之　　4番　友岡　康幸
5番　山室加智子　　6番　片山 雅雄　　7番　興梠 正信　　8番　古澤 勝康
9番　佐藤 久康　　10番　興呂木和也　　11番　長﨑 花子　　12番　浅尾 継也
13番　長崎　愛　　14番　大塚 恭徳　　15番　犬塚 久子　　16番　長野 秀輝
17番　増田 生志　　18番　野田 政輝

欠 席 委 員　　19番　渡邉 和徳

４．議 事 日 程　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　経営基盤強化促進法許可申請について
議案第３号　農地法第２条第１項に該当しない農地の非農地化について
議案第４号　土地改良法第３条の規定による資格者証明願いについて

５．事務局職員　　事務局長　　片島　弘幸
次　長　　吉弘　泰彦
係　長　　長野　リエ

６．会議の概要

発言者	内　容
事務局長	皆さんおはようございます。本日は場所がこのようなところで開催させていただきますがよろしくお願い致します。本日渡邉委員さんから欠席の連絡を受けておりますので、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただいてよろしいでしょうか。 それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 19 名、1 名の欠席の届があっておりますので出席委員 18 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第７条により本総会の成立をご報告致します。 それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。 それでは定刻になりましたので第９回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は１番安達委員、２番後藤委員にお願い致します。 ―農業委員会憲章の唱和―
事務局長	はいありがとうございました。それでは本村農業委員会会議規則第５条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。
会長	皆さんおはようございます。今日は久木野地区・長陽地区で非農地化の現地確認ということでお疲れ様でございました。今月は４条５条の申請はないということで

	ございますがめずらしいことでございます。３月に入りましてコロナウィルスも県下でも０になった日が何日かございまして、ほっとしているところでございます。また日曜日の７日には新阿蘇大橋が開通しまして活気づいているところでございます。私もすぐ見に行ったのですが車が多くてコンビニのところで折り返した次第でございます。このようなことで今後南阿蘇村にも産業面でも観光面でも良い結果をもたらすのではないかと期待しているところです。それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。
議長	只今から第９回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に１番の安達英二委員、２番の後藤操委員を指名します。
議長	それでは議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について審議します。 事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はいおはようございます。それでは朗読を致します。議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について 番号１：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況　所在地番　大字河陰字堀渡西[redacted]番　地目台帳現況ともに田　面積[redacted]㎡　所有権移転の売買となっております。ご審議よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
１１番	議案第１号番号１について１１番長﨑が説明します。申請人、申請の土地、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。譲渡人は高齢であり以前から隣接する譲受人に耕作を依頼されておりましたが、今回正式に所有権移転の申請をされることになりました。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり何ら問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議長	はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。 （異議なし） ありがとうございます。議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。 （全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第１号は原案どおり可決致します。
議長	続きまして議案第２号経営基盤強化促進法による許可申請について審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読いたします。議案第２号経営基盤強化促進法許可申請について

	番号１:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字両併字上御手水[redacted]番[redacted] 地目台帳現況ともに畑 面積 [redacted]㎡ 外６筆計７筆 [redacted]㎡ 賃借権設定５年です。 番号２:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字吉田字原口原[redacted]番[redacted] 地目台帳現況ともに田 面積 [redacted]㎡ 外４筆計５筆 [redacted]㎡ 賃借権設定４年です。 番号３:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字霾田[redacted]番 地目台帳現況ともに田 面積 [redacted]㎡ 賃借権設定４年となっております。 次のページにまいります。 番号４:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字吉田字東免[redacted]番[redacted] 地目台帳現況ともに畑 面積 [redacted]㎡ 外２筆計３筆 [redacted]㎡ 賃借権設定３年です。 番号５:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字一関字土取[redacted]番 地目台帳現況ともに田 面積 [redacted]㎡ 外１筆計２筆 [redacted]㎡ 賃借権設定１０年です。 番号６:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字北松田[redacted]番 地目台帳現況ともに田 面積 [redacted]㎡ 賃借権設定１年です。 番号７:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字上川原[redacted]番 地目台帳現況ともに田 面積 [redacted]㎡ 賃借権設定５年です。 番号８:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字岸田[redacted]番[redacted] 地目台帳現況ともに田 面積 [redacted]㎡ 賃借権設定５年です。 番号９:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字古閑原[redacted]番[redacted] 地目台帳現況ともに田 面積 [redacted]㎡ 使用貸借権利設定１０年です。 番号１０につきましては再設定の案件になっておりますので朗読は省略させていただきます。 番号１１:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字西柳[redacted]番 地目台帳現況ともに田 面積 [redacted]㎡ 農地中間管理機構配分の５年となっております。 以上、新規案件１０件、再設定１件ご審議よろしくお願い致します。
議長	はいありがとうございました。朗読が終わりましたが、番号８においては私の案件でございますので、番号８を先に審議致します。番号８の審議に入る前に議長の交替を致します。安達職務代理者に議長をお願い致します。
職務代理者	それでは議案の進行を致します。８番につきまして先程会長が申し上げたとおり会長の案件ですので私の方から議案審議をさせていただきます。それでは議案の朗読は終わっておりますので地元農業委員さんにご説明をよろしくお願い致します。
９番	議案第２号８番につきまして９番の佐藤が説明致します。譲受人、譲渡人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりでございます。譲渡人は農業ができないということで隣接地を耕作されます譲受人に相談をされましたところ、今回の賃借権設定５年という申請があがっております。ご審議方よろしくお願い致します。

職務代理者	ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので議案審議に入ります。何かご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということでございますので、番号８番について異議のない方は挙手をお願い致します。 （全員挙手） 全員賛成ということでございますので原案どおり可決致します。それでは議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
議長	続きまして、次の案件の地元委員の説明をお願い致します。
２番	議案第２号１番につきまして２番の後藤がご説明申し上げます。 譲渡人、譲受人、土地の状況は記載のとおりでございます。昨年まで村外の方が耕作されておられましたが、場所が遠いために耕作ができないということで小作契約も結んでおられませんでした。この度、同じ集落の若手農家の方が耕作をされるということで賃借権５年です。小作契約を結ばれて耕作をされるということで何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
３番	議案第２号２番、３番、４番について３番の岩本が説明致します。まず２番３番について譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人の方は経営規模拡大を図られておりまして、同じ集落内の方でございます。賃借権設定４年となっております。 ４番について説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人の方は長年耕作をされておりましたが、今回正式に申請される運びとなりました。賃借権設定３年となっております。ご審議の程よろしくお願い致します。
６番	５番につきまして６番の片山がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人、また申請土地の状況は記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親戚同士で今までも譲受人が管理されておりましたけれども、今回正式に賃借権設定１０年となっております。ご審議の程よろしくお願い致します。
１番	６番につきまして１番の安達がご説明申し上げます。申請人、申請の土地につきましては議案書記載のとおりでございます。譲渡人の方は村外に勤められており農業を今までされていないということで今回譲受人の方に耕作をお願いしたいということで賃借権設定１年で設定されております。何ら問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
１２番	番号７番につきまして、１２番の浅尾がご説明致します。譲渡人、譲受人、土地の状況は記載のとおりでございます。譲渡人は勤めておられまして、譲受人の方が長年作っておられました。今回正式に契約を結ばれたわけでございます。ご審議よろしくお願いします。

９番	議案第２号９番につきまして、９番の佐藤が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。譲受人は新規就農者でありまして規模拡大を図られております。譲受人と譲渡人との間で、今回双方で話し合いの上、新たに規模拡大したいということで土地を借りたいということで話がまとまりまして使用貸借権利設定１０年の申請があがっております。ご審議よろしくお願いします。
事務局	番号１１番につきまして事務局よりご説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりでございます。この案件は公社から譲受人が借り受ける案件になっております。こちらは先月の総会で農地所有者が公社に貸付けた案件になっておりまして、譲受人の方は新規就農者で、農地所有者が所有しているハウスごと５年間借り受けられてトマトを栽培される予定になっております。ご審議よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願い致します。
１０番	よろしいですか。６番の賃借料の物納の量は１筆あたりですか。それとも 10ａあたりですか。
事務局	一筆あたりの表記になっているかと思いますが、申し訳ありませんが確認させていただきまして後ほど回答させていただきます。
議長	他に何かございませんか。
１２番	１０番は０になっておりますがいいですか。
議長	こちらは譲渡人と譲受人が親戚関係で、お互いに農地の便利が良いように交換したりして耕作をされているようですので賃借料は０になっています。
議長	他には何かございませんか。ないようでございましたら議案第２号経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をもってお願い致します。 （全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め議案第２号は原案どおり可決します。
議長	続きまして議案第３号農地法第２条第１項に該当しない農地の非農地化について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読致します。議案第３号農地法第２条第１項に該当しない農地の非農地化について 番号１：所有者記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字河陰字堀渡ノ

	上[redacted]番[redacted]　地目台帳畑　現況原野となっております。面積[redacted]㎡　農振区分は農振白地となっております。現在の土地の状況 竹及び雑木が繁茂している状況です。 　番号２：所有者記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字河陰字堀渡ノ上[redacted]番[redacted]　地目台帳畑　現況原野　面積[redacted]㎡　農振区分農振白地、竹及び雑木が繁茂している状況です。 　番号３：所有者記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字河陰字飛塚[redacted]番　地目台帳田　現況原野　面積[redacted]㎡　農振区分農振白地、機械進入路がなく不耕作の状態となっております。 　番号４：所有者記載のとおりです。申請土地の状況　大字河陽字尾道[redacted]番 地目台帳畑　現況原野　面積[redacted]㎡　農振区分は農振白地となっており、現在の土地の状況は竹及び雑木が繁茂している状況です。 　以上４件ご審議よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございます。事務局の朗読が終わりましたが、番号１については私の案件でございます。番号１を先に審議致します。なお、私も竹林と書いてありますが機械の進入路がなく長年このままであったような状態でございます。よろしくお願い致します。番号１の審議に入る前に議長の交替をお願い致します。安達職務代理者に議長の交替をお願い致します。
職務代理者	それでは農地法第２条第１項に該当しない農地の非農地化についてということで、会長の方から説明がありましたが１番が会長案件ということで議長を交替して私の方で審議を進めます。それでは１番について別紙に地図がついておりますけれどもこの件につきまして見たところ竹林のようでございます。だいぶ放置してあるようでございますので、１番の議案に関しまして異議ありませんか。
事務局	状況の説明を事務局からさせていただいてもよろしいですか。
職務代理者	それでは事務局から説明をお願いします。
事務局	写真をつけておりますので位置等について説明をさせていただきます。航空写真をつけておりますが、[redacted]から西の方に170m程入ったところの農地になっております。北側にはハウスと住宅がありまして、西側には農地がございます。ただ西側からは高低差がありまして進入ができない状況です。この農地に入っていくための道はその北側にある細いあぜ道、農地北側の道ということで写真をつけておりますが、この端の方のあぜを通ってしか農地に行けないという状況でした。確かに機械は進入できず手作業での開墾は難しいということで荒廃地になったということでございます。写真でもわかりますように竹がかなり３m近く伸びておりまして、久木野の委員さんは現地を確認していただいたと思いますが、非農地としての判断について審議をしていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。
事務局長	すみません付け加えまして、昨年あたりから非農地化を進めさせていただいておりますが、前回までの非農地化につきましては山林に囲まれた農地を先に進めさせていただきたいということで事務局からも説明をさせていただきまして、各地区に

	おいて山林に囲まれた農地を非農地化ということで進めさせていただいております。今回の案件は若干様子が違いまして、ほとんど農地に囲まれている形になっております。ただしそこまでに行く道が耕作するための道が無いということで今まで耕作放棄地になっている状況でございまして、こういった案件が今後も出てくる可能性もあるかと思いますので、慎重なご審議の程よろしくお願いしたいと思います。以上です。
職務代理者	それでは事務局から説明がありましたけれども、農業委員会としてもどうしても非農地化にできない部分については仕方がありませんが、山林などに囲まれていたり、周りが農地でも耕作ができない状況であれば極力事務局の方も努力いただいて非農地化の方に進めていただきたいと思います。それでは１番の案件につきましてご異議ある方はありませんか。 （異議なし） 久木野地区の農業委員さんは現地を見られておりますので、異議がないということでございますので、それでは１番につきまして採決を取りたいと思います。異議のない方は挙手をよろしくお願いします。 （全員挙手） ありがとうございます。１番につきまして全員賛成ということで原案どおり可決致します。では会長に交替します。
議長	どうもお世話になりました。続きまして番号２から４番の案件について審議します。
事務局 3704	事務局から説明をさせていただきます。先程１番について説明させていただきまして、２番は隣接する農地になっておりますので場所の説明は省略させていただきます。３番につきまして、議案第３号３番と書いてある地図をご覧ください。皆さん場所はお分かりになられるかと思いますが、[redacted]の奥の農地になっております。こちらは周辺宅地になっておりまして、[redacted]側からも２～３メートル程下になり段差がある農地になっております。こちらも先程の案件と同じように農地入口の写真をつけておりますが、あぜ道の間を抜けて入っていくような場所になっておりまして機械の進入が難しく、以前は新規就農の方が借り受けてどうにか耕作をされていたようですが、場所が悪くその方も農業をやめておられ、所有者の方も農業をされていないということで管理ができず非農地の申請となっております。 続きまして４番について説明をさせていただきます。次ページの資料を見ていただきまして、場所については[redacted]の[redacted]の先を左に下っていただいて道なりに進んでいただくと[redacted]に右折する道がありますが、その道をまっすぐ先に進んでいただくと左の方に下る道がありまして、今は工事関係車両の駐車場になっておりますが、駐車場の端に一筆田がありまして写真を見ていただくとわかるように竹林に囲まれた農地になっております。同じように細い農道が横に通っているよう

	な状況ですが、この周辺には農地はなく農地としての管理は難しい状況となっております。ご審議をよろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。只今事務局から説明が終わりました。２番から４番につきまして審議を行いたいと思います。 （異議なし）
議長	ありがとうございます。議案第３号２番から４番につきまして農地法第２条第１項に該当しない農地の非農地化につきまして、異議がない方は挙手をもってお願い致します。 （全員挙手）
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第３号２番から４番は原案どおり可決致します。
議長	続きまして、議案第４号土地改良法第３条の規定による資格証明願について審議します。事務局に議案の説明をお願い致します。
事務局	はいそれでは事務局より説明を致します。まず資料をご覧ください。議案第４号土地改良法第３条の規定による資格証明願についてということになっております。まず朗読の前に資料を簡単にご説明させていただきます。まず１枚目の表紙の所に書いてありますが場所につきましては南阿蘇の立野地区になりまして、弁差川地区土地改良事業という事業名になっております。区画整理です。次のページには位置図を付けております。場所は国道５７号の南側、立野駅の西の方になります。赤で囲んでいる地区でございます。次のページに２ページに渡りまして権利者の名簿をつけております。１ページ目が番号１から１０番までの方、次に１１番から１５番までの方を記載してあります。１５番目の下に５０番とありますが、番号が飛んでおりますが南阿蘇村の所有になっております。続きまして地図が２枚ございますので簡単にご説明を致します。これは今の現形図になっておりまして、左の上の方が内訳を書いております。15 名の方が 31 筆、村が 19 筆、合計 50 筆の 54121.54 ㎡となっております。これが今回土地改良事業を施工した後に次のページが整備後の換地図になります。15 名が 20 筆、村が 22 筆になっておりまして、合計 42 筆面積は若干違いますけれども 54,121 ㎡ということになっております。 それでは朗読を致します。弁差川地区土地改良事業共同施工の施工委員長山内博史様から、土地改良事業区画整理の共同施工を実施するために土地改良法第３条の資格者であることの証明として今回議案に上程してあります。申請地は只今申し上げました立野駅の西側に位置し、立野ダム建設工事に伴う土捨て場を区画整理する事業でございます。今回審議していただきたい内容ですが、権利者 15 名が土地改良法第３条でいう土地改良事業に参加する資格者であるかの承認であります。その資格者と言いますのはその方々が農業者であるかの要件であります。農業委員会事務局で確認を致しましたところ権利者 15 名は農業者の要件を満たしております。また名簿の最後には南阿蘇村も道路や水路が整備されていることから記載してございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長	ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。
１番	よろしいですか。事務局から立野ダム関連事業ということで、ということは圃場整備事業であっても個人の負担金は伴わないということでしょうか。
事務局	建設課が事業をしておりまして、負担金については確認をしておりませんでしたので、確認致しまして別途回答させていただきたいと思います。
議長	他に何かございませんか。 勾配が結構あるのではと思いますが、面積はどのくらい減っているのですか。
事務局	基盤整備して畦畔等について村の所有になっていると聞いています。
議長	かなりの費用がかかっているのでしょう。
事務局	立野ダム工事関連ですので費用については聞いておりませんが、今まで農地としては耕作管理が難しかった農地だと思われますので、ダム関連工事で区画整理ができたことは便利が良くなったのではないかと思われます。
議長	地域の方はかなり便利が良くなったということですね。これは良いことですね。今からあまりお金がかからないならこのような基盤整備ができればいいと思います。他に何かございませんか。 それではないようですので、議案第４号土地改良法第３条の規定による資格証明願について異議がない方は挙手をもってお願い致します。 （全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第４号は原案どおり可決致します。
議長	以上で議案の審議は終了しますが、４月の総会の日程を決めておきたいと思います。令和３年４月９日金曜日に開催したいと思いますがいかがでしょうか。１０日が土曜日ですね。 それでは４月９日金曜日１０時から行いたいと思いますのでよろしくお願い致します。また、次回の農業委員会憲章の指揮は１８番野田政輝委員、１９番渡邉和徳委員にお願いしたいと思います。その他で委員さんから何かございませんか。 なければ事務局から何かございませんか。
事務局	長野から説明 ①来月の総会会場は役場の会議室 ②活動記録簿は今年度３月分までは４月の総会日までにご提出ください。 ③非農地化について、今月の案件も農業委員さんの活動の中から上がってきた案件になります。今後も委員活動として各地区で非農地化の農地があれば事務局に

	ご相談ください。
事務局長	事務局長から水中ポンプの補助事業について内容報告 申請件数２６件（新規掘削案件２件含む）２月 10 日申請締切分まで 今年度の村予算 4 百万円 （工事見積額の総事業費約 70 百万円、補助対象経費約 27 百万円） 優先順位をつけ３件を令和２年度補助決定、内訳）水中ポンプ２件、地上型１件、補助額が約 4.4 百万円 本事業については継続的に補助できるよう予算等も協議を行っていく。 農業委員会の皆様にはアンケート調査などご協力いただきありがとうございました。現時点での報告をさせていただきます。今後ともよろしくお願い致します。
議長	以上をもちまして第９回南阿蘇村農業委員会を終了致します。桜の時期になりますが、コロナウィルスもまだまだ収束というわけではございませんので用心しながら農作業も行って、また機械等の事故にも遭わないようによろしくお願い致します。また農地パトロールも行っていただきたいと思います。私が数日前一心行の桜を見に行ったのですが、以前見たときは桜の上の方の農地が荒廃地になっていてこれは困ったなと思っていましたら、数日前見に行った時はきれいに管理してあったので、農業委員さんの働きもあったのだろうと思いました。このようなことで各地域で荒れている所を見たら、機械を利用できる所は少しでも荒廃地を増やさないようにしていただきたいと思います。また忙しくなりますが皆さんのご協力をよろしくお願い致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。

７．閉 会 時 刻　　１０時５４分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和３年４月９日

農業委員会会長

㊞

議事録署名委員

１番　㊞

議事録署名委員

２番　㊞